

消費生活相談事例集

令和元年度



わたしたちが
力になります！

清瀬市消費生活センター
042-495-6212

(相談専用ダイヤル)

清瀬市の消費者行政について

清瀬市消費生活センターは平成9年に開設されました。23年を経過して消費生活を取り巻く社会は大きく変化し、複雑な消費者トラブルが増加しています。特にスマートフォンが普及し、誰もが気軽にインターネットを使って、さまざまな情報を得ることができるようになった反面、架空請求や不当請求などの悪質なトラブルに巻き込まれる消費者が増えています。

平成30年度の清瀬市の消費生活相談は1,310件、60歳以上の方からの相談が50%を超えています。悪質事業者は、高齢者のお金・健康・孤独の不安につけ込み、それを解消するかのような商品やサービスを勧めます。「自分は大丈夫」などと過信せず、詐欺や悪質商法について、よく知る必要があります。

清瀬市消費生活センターでは、消費者支援策の一つとして一昨年、昨年に引き続き、地方消費者行政推進交付金を活用して市内在住の65歳以上の方を対象に自動通話録音機を400台無料で貸し出しました。併せて、消費生活相談を一層強化するとともに、地域全体で高齢者を見守るため、地域包括支援センターと連携し、啓発講座等を行っています。

その他、消費者被害から身を守るための消費生活講座の開催、出前講座への講師派遣などの消費者教育に力を入れています。

今後も引き続き、市民のみなさまの安心・安全な暮らしを確保するため、消費生活相談や消費者教育を充実させるとともに、迅速な情報提供を行ってまいります。

消費生活に関するトラブルや疑問などお困り際には、お気軽に消費生活相談をご利用ください。

令和2年3月

清瀬市長 渋谷 金太郎

消費生活相談事例集の発行にあたって

悪質業者による手を替え品を替えの消費者被害は、いまだ後を絶ちません。清瀬市消費生活センターに寄せられる相談件数は、年間約 1,000 件となっており、増加傾向にあります。(平成 30 年度 1,310 件 平成 31 年度 令和 2 年 1 月現在 1,024 件)。

消費者トラブルは高齢者だけではなく、若者やすべての年代で発生しています。消費生活の中で疑問があるとき、トラブルに巻き込まれたとき、不安になったときは慌てずに、清瀬市消費生活センターにご相談ください。

清瀬市消費生活センターでは、毎月 1 日号の市報きよせに『消費生活相談の現場から』として、消費者トラブルの事例と相談員からのアドバイスを紹介しています。消費生活相談事例集では、『消費生活相談の現場から』に掲載したもののの中から、特に皆さまに知っておいていただきたい事例を取り上げました。併せて、クーリング・オフ制度などについても紹介しています。

また、清瀬市消費生活センターだより「ちえのわ」を年 4 回発行し、情報提供に努めています。

安心・安全な消費生活を送るための一助として、参考にいただければ幸いです。



清瀬市消費生活センター

目 次

1	清瀬市の消費者行政について	1
2	消費生活相談事例集の発行にあたって	2
3	消費生活相談受付状況	4
4	相談事例紹介	
①	相談に乗るだけでお金がもらえる？	6
②	化粧品、健康食品のネットバナー広告に気をつけて	8
③	あやしい儲け話にご注意ください	10
④	電話によるあらたな騙しの手口が発生しています！	12
⑤	未成年者の契約はすべて取り消されるとは限りません	14
⑥	突然の訪問販売に気をつけて！	16
⑦	ガス会社が電気を売り、電気会社がガスを売る時代です	18
⑧	賃貸住宅の退去時に敷金以上の高額な修繕費を請求された	20
5	クーリング・オフ制度について	22
6	自動通話録音機	24
7	被害にあわないために	26
8	困ったときの相談窓口	27

消費生活相談受付状況

1 相談受付件数の推移

年 度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
件 数	376	475	520	534	620	750	1,229	1,420
累計件数	376	851	1,371	1,905	2,525	3,275	4,504	5,924

年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
件 数	1,070	1,032	1,103	997	1,004	987	870	754
累計件数	6,994	8,026	9,129	10,126	11,130	12,117	12,987	13,741

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件 数	828	787	787	826	924	1,310
累計件数	14,569	15,356	16,143	16,969	17,893	19,203

2 月別相談受付件数（平成30年度）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
件数	147	62	92	99	136	151	98	96	85	63	113	168	1,310

3 相談が多かったもの（上位5位）

（平成30年度）

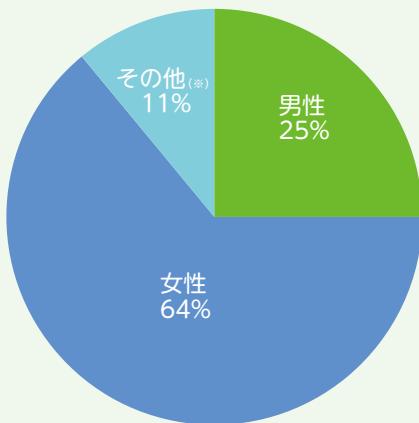
順位	内 容	詳 細	件数
1	商品一般	架空請求・不当請求ハガキ、その他請求内容不明な手紙・電話	541
2	運輸・通信サービス	パソコン・携帯電話へのメールによる有料コンテンツ料金の不当請求や架空請求、ケーブルテレビ契約、インターネットプロバイダー契約など	154
3	その他の相談	相続、近隣・家庭内トラブル等の一般相談、振り込め詐欺	123
4	レンタル・リース・賃借	賃貸住宅の敷金返還トラブル・駐車場契約など	50
4	金融・保険サービス	投資信託などの金融商品や金投資、保険契約など	50

4 消費生活相談件数（年代別、男女別）1,310 件

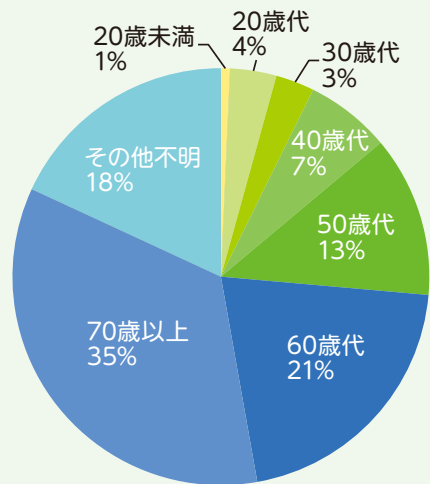
（平成 30 年度）

	男 性	女 性	その他 ^(※)	計	割合
20歳未満	4	5	0	9	1%
20歳代	20	27	0	47	4%
30歳代	17	21	1	39	3%
40歳代	30	55	1	86	7%
50歳代	33	127	4	164	13%
60歳代	53	218	2	273	21%
70歳以上	117	331	7	455	35%
その他不明	54	57	126	237	18%
合計	328	841	141	1,310	100%
割合	25%	64%	11%	100%	

性別構成比



年代別構成比



相談者（契約者）は女性の割合が多く、年代別では70歳以上の高齢者が最も多くなっています。

（※その他…行政機関等からの相談）

四捨五入のため合計は必ずしも一致しません。



相談に乗るだけでお金がもらえる？

サクラサイト商法にご注意を！

事例 1

家で出来る仕事を探そうと思い副業サイトに登録した。登録後すぐに会社経営者を名乗る人からメールが届き、メールの相談相手になってくれるだけで月 18 万円の報酬を支払うと言われた。早速始めたいと相手に告げるとサイト運営業者から会員となるためのライセンス費用や個人情報交換のオプションサービスなど様々な名目でお金を求められた。相手からも自分がサイトに支払った料金は報酬に上乗せするとわれ信じて払ってしまった。

事例 2

占いサイトに登録したところ、占い師を名乗る人から「自分の言うとおりにすれば幸運が引き寄せられる」というメールが送られてきた。どうしたら幸せになれるかと訊ねたところ「メールで呪文を 10 回唱えるように」などと意味の無い指示を受け、その都度メールの送信を求められた。占い師を信じ指示に従ったがメール送信の費用がかさむだけで幸運を引き寄せることなどなかった。1 回のメールの送信に 1,620 円かかるので、気づけば何十万円もクレジット決済してしまった。

消費生活相談員からのアドバイス

サクラサイトとはサイト業者に雇われたサクラが芸能人や社長、占い師などになりすまして消費者の願望につけ込み、メール交換等の有料サービスを利用させるサイトをいいます。サイトの手口は事例 1、2 で紹介した他にも様々なパターンがあります。少しでもおかしいと思った場合はお金を支払う前に消費生活センターに相談してください。

またお金を支払ってしまっても返金交渉をすることは可能です。その際、詐欺の証拠となるような画面が残っていると交渉がスムーズです。時間が経過してしまうと交渉が困難になるのでなるべく早い時期に相談しましょう。





化粧品、健康食品の ネットバナー広告に気をつけて

安いのは継続購入が条件になっているから？

今なら 7,800 円が→ 980 円といった化粧品、健康食品の広告はネット上やテレビのコマーシャルでよく見られます。これらの商品の多くは継続購入が条件です。法改正の施行により平成 29 年 12 月からネット通販においては申し込み時に継続購入が条件であることや購入総額など販売条件を表示すべきとされています。しかしそれらの表示のない広告が横行しているようです。

事例

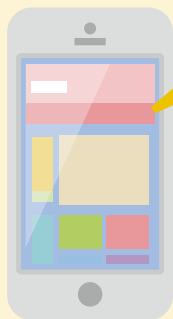
スマートフォン画面上で（まつ毛美容液）のバナー広告を見て、980 円という価格に惹かれて申し込んだ。届いた商品の箱の中に次回のお届けは〇月〇日です。支払価格 4,900 円という手紙が入っていたので、今回 1 回限りの購入のつもりだったと事業者に連絡した。すると、会社のホームページに 980 円での購入は、3 回の継続購入が条件と書いてある、継続購入しないなら正規購入の代金を払うようにと言われた。



消費生活相談員からのアドバイス

相談者の言うバナー広告は確認ができませんでした。事業者のホームページには「初回購入価格 980 円の条件として 3 回の割引価格での継続購入。申し込み後、継続購入を解約するには正規購入価格との差額をお支払いいただきます」との記載がありました。しかし、相談者はバナー広告には絶対に継続購入についての説明はなかったとのことなので、消費生活センターよりその旨を申し出て 980 円の購入代金のみ支払うこととなりました。このケースでは、事業者はこちらの主張を受け入れましたが、バナー広告の内容についてこちらが証明できていないので、正規購入代金を支払っての解約しか認めない、との回答もありえます。バナー広告での購入に限らず、ネット上での買い物は広告画面や申し込みページや条件などをスクリーンショット[※]で撮るか、印刷しておきましょう。

※ コンピュータの操作画面に現在表示されている内容を丸ごと取り込むこと。また、そのようにして作成された画像データや画像ファイル





あやしい儲け話にご注意ください

誰でも簡単に儲かる話はありません

事例 1

SNSに「簡単に儲かる話がある」とダイレクトメールが送られてきた。私が興味を示すとビデオ通話による説明会に案内され「起業する場合何百万円という費用がかかるが、20万円を払うだけで確実に儲けることができる」「このビジネスは参加する人を増やすとマージンが支払われる仕組みだがアフィリエイト^(※1)で簡単に人集めができる」などと説明された。空いている時間を利用して簡単に報酬が得られるのであればやってみたいと思い20万円をクレジット決済した。ところがアフィリエイトでは全く人は集まらず、簡単に儲かるというセールストークは20万円を支払わせるための嘘だと気づいた。

事例 2

突然「必ず勝てるFX^(※2)自動売買ソフトをプレゼントする」という電話がかかってきた。業者によると1,000ドルをたったの3年で100万ドルに増やした実績のあるソフトだという。ソフトを使ってFXの取引を開始するにあたり500ドル入金するよういわれ、クレジット決済した。その後、業者と連絡が取れなくなった。



消費生活相談員からのアドバイス

「誰でも」「必ず」「簡単に」「儲かる」ビジネスは世の中にはありません。それにも関わらず怪しい儲け話を信じ、被害に遭う人が後を絶ちません。またインターネットやSNS上では簡単に高額収入が得られることを強調する広告や宣伝が氾濫し、被害を助長しています。ビジネスの具体的な仕組みに不明点があるにも関わらずメリットだけを強調するセールストークには注意し、少しでも怪しいと感じたらきっぱりと断りましょう。

※ 1 = インターネットを利用した成果報酬型の広告宣伝の1つ

※ 2 = 外国為替証拠金取引（外国の通貨を交換・売買し、その差益を目的とした金融商品）





電話によるあらたな騙しの手口が 発生しています！

事例

突然、「〇〇デパート（〇〇電気）ですが、今あなた様名義のカードで多額の買い物をしている人がいます。不審に思い電話をおかけした次第です。当方から銀行に連絡をして、あなた様の口座からお金が引き落とされないようにします」という電話がかかってきた。

その後、「〇〇銀行です。先ほど〇〇デパート（〇〇電気）より連絡がありました。念のため、あなた様の銀行口座を閉じますので、キャッシュカードも使えなくなります。新しいカードを発行するので、現在お使いのキャッシュカードを引き取りに伺います」という連絡があった。そして、〇〇銀行を名乗る男性がキャッシュカードを受け取りに来た。暗証番号も聞かれたので答えた。男性が帰った後、おかしいと思い〇〇銀行に問い合わせた。すると、銀行員がキャッシュカードをお預りすることはないと言われ、口座からお金が引き出されていることがわかった。



消費生活相談員からのアドバイス

電話をかけてきた相手が大手デパートや、なじみの家電量販店を名乗っても、一方的な相手からの情報に対応しないでください。とっさのことで相手の言いなりになってしまいがちですが、お金に関する事は冷静に判断しましょう。例えば、留守番電話設定や自動通話録音機^(P24)を使いワンクッション置いて相手を確認しましょう。次々と新しい騙しのストーリーが出てきますが、この手の詐欺グループは特に録音されるのを避けるようです。

なお、警察・銀行・行政などが個人宅を訪問し、キャッシュカードなどを預るといふことは絶対ありません。

留守番電話にする





未成年者の契約は すべて取り消されとは限りません

未成年者による高額なオンラインゲーム課金

事例

クレジットカード会社から請求明細が届き、中学生の子どもがオンラインゲームで高額な課金をしていることがわかった。先月の請求明細で初めて子どもがアイテムを購入していることに気づいたが、少額であったため見過ごしていた。今回はあまりにも高額なので友人に相談したところ、未成年者の契約なのだから消費生活センターに行けば取り消してもらえるのではないかとされた。



消費生活相談員からのアドバイス

未成年者がオンラインゲームでアイテムを購入した場合、未成年者とゲーム会社との間にアイテム購入契約が締結されたこととなります。そのため、民法上、未成年者契約の取り消しが可能です。例外として親権者の同意があった場合や、未成年者が自分のこづかいの範囲の契約をした場合、さらには未成年者が『自分は成年人である』などと相手を騙していたときには取り消しができません。

事例の場合、親が自分のIDとパスワードを子どもに教えアイテムを自由に購入出来る状態にしていたこと、子どもがアイテム購入をするたびに親に決済のお知らせメールが届いていたことがわかりました。高額請求となる以前から気づいていたにも関わらず何も対処せず、結果として未成年者が購入を続けられていたのであれば親権者の同意を得た契約と解釈され、未成年者契約の取り消しは困難となります。

未成年者契約の取り消しが認められるかどうかは、親権者がアイテム購入の事実を知った（知り得る状態にあった）後、どのような対応をしたかが重要となります。アイテム購入に気づいたら購入させないような対応を行い、すぐに消費生活センターにご相談ください。





突然の訪問販売に気をつけて!

頼んでない工事の料金請求

事例 1

台風の翌日、知らない業者が訪ねてきて「お宅の屋根瓦が浮いていたので、修理をしておいた」と言われた。私に許可なく勝手に屋根に上った事を不審に思ったが料金を支払ってしまった。その後知り合いの業者に屋根を見てもらったところ修理は行われていないことがわかった。返金してほしいが事業者名も連絡先もわからない。

事例 2

高齢の独居の母宅に突然業者が訪ねてきて「網戸の修理をしませんか」と言われた。網戸の建付けを見てもらったところ、勝手に網戸2枚を取り替えられ、言われるままに料金を支払ってしまったという。自分としては網戸の交換は依頼していないので返金してもらいたいと思うが、母は「業者が怖いので関わりたくない。お金はあきらめる」と言っている。



消費生活相談員からのアドバイス

消費者が依頼していない工事が勝手に行われ、一方的に料金を請求されたという相談が増加しています。また台風などの自然災害の後は、事例1のような屋根の修理を口実としたトラブルが多く発生します。2つの事例ではクーリング・オフが可能ですが、事例1は事業者の特定ができないため、返金を受けられませんでした。必ず事業者の連絡先を確認しましょう。事例2では契約者がクーリング・オフの申し出を躊躇されていましたが、怖いからといって放置しておくとなんか販売の餌食になります。今後のトラブルを未然に防ぐためにも最初の段階で消費生活センターが事業者交渉を行い、この消費者は行政が見守っていると思わせることが重要です。悪質業者は消費生活センターの目の届かない消費者を狙っています。お金を支払った後でもあきらめずに相談しましょう。





ガス会社が電気を売り、
電気会社がガスを売る時代です

契約先は自由に変えられます

2016年には電気が、2017年には都市ガスが小売自由化されました。しかし、長い間電気やガスは特定の事業者の専売だったため、契約の勧誘の電話や訪問を新手の悪質商法ではないかと思ってしまう消費者がいます。また、電気やガスの契約自由化について聞いていたが、契約先を変えると電気やガスの設備が自然災害などで壊れた時に修繕してもらえないのではないか、と思っている方も多くいます。

事例

自分が契約しているガス会社の人から電気の契約を勧められた、ガスと電気の2つを契約すると安くなるという話だが、契約先がガス会社になれば台風などで電柱などの設備が壊れた時に修繕してもらえないのではないか。また、新しく契約した会社が倒産したら電気が止まってしまうのか。



消費生活相談員からのアドバイス

電気、ガス共に

●契約した場合の工事は必要なのか？

基本、工事は必要ありません、新規参入会社は既存の設備を利用してガス、電気を供給販売することができます。

●送電線やガス配管が壊れたりしたらどうなるのか？

送電、導（配）管に関する修理は元の電気会社、ガス会社の管理部門が行います。

●新しく申し込んだ契約先が倒産したら電気やガスが止まってしまうのか？

供給が止まることは、ありません。

会社倒産、撤退時には会社からあらかじめ通知が来るので、決められた期間内に新しい会社への申し込みをします。元の契約会社に戻ることもできます。

●なぜ自由化になったのか

いくつかの理由がありますが、共通しているのは新規事業者を参入させて競争することにより価格を下げる狙いがあります。

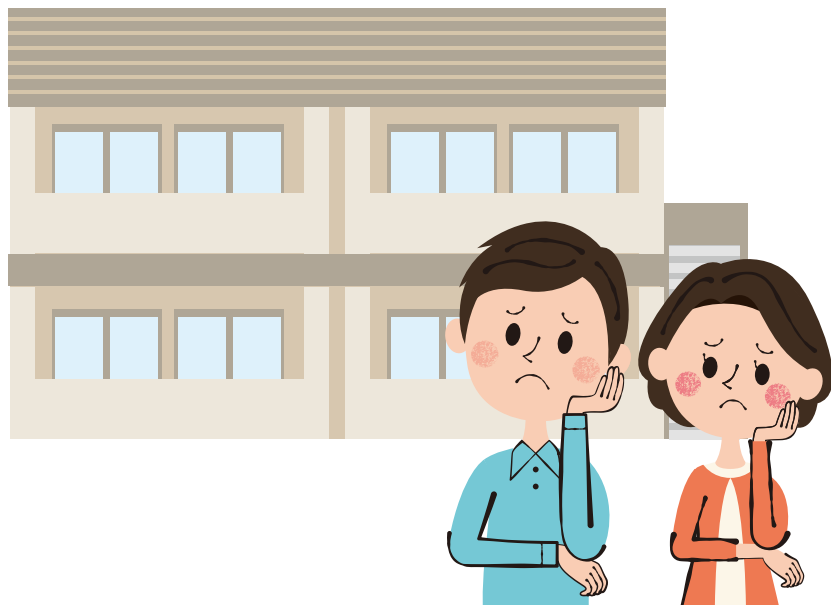




賃貸住宅の退去時に 敷金以上の高額の修繕費を請求された

事例

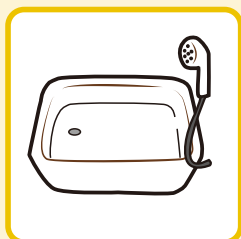
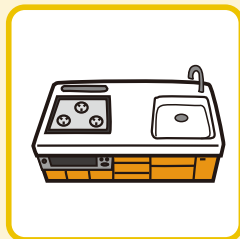
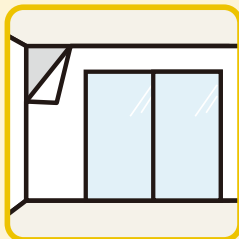
10年住んだ賃貸マンションを1か月前に退去した。先日業者から敷金精算書が送られたが、修繕費が30万円という高額だった。契約時に預けた敷金は20万円だったので、さらに10万円が必要ということになる。クロスの張替えや洗面台の取り換えなどの費用が入っていたが、借り手がすべて負担しなければならないのか？



何かあるんじゃないかな...

消費生活相談員からのアドバイス

賃貸契約が終了すると、借主は部屋を元の状態に戻す原状回復義務が生じます。けれどもそれは、真新しい状態にしなくてはならないではありません。例えば自然消耗など、借主が通常で使用していても生じる傷みや変色についての修繕は、基本的に貸主負担とされています。また、浴槽や洗面台なども耐用年数があります。入居者が故意、過失により壊したのであれば、取り換えは貸主負担と考えられます。国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考にしましょう。



クーリング・オフって

どんな制度？

クーリング・オフには、頭を冷やすという意味があります。消費者がいったん申し込みや契約の締結をした場合でも、冷静に考え直す時間を与え、一定期間であれば無条件で申し込みの撤回や、契約の解除ができる制度です。「突然の訪問販売で不要なものを買ってしまった」、「電話で勧誘されて商品を申し込んでしまった」、「街で声をかけられて、断り切れずに契約してしまった」このような不意打ち的な契約等に、この制度が設けられています。



消費者庁イラストより

契約書を受け取った日を含めて一定の期間内に、はがきなどの書面で通知します。はがきの記載例は右記のとおりです。クーリング・オフの通知は、発信した時に効果が生じます。したがって、消印がクーリング・オフ期間内であれば有効です。

◆クーリング・オフをすると

- ①販売会社に支払ったお金は、全額返金されます。
- ②消費者に渡された商品の返品費用も販売会社負担となります。
- ③既に工事が開始されている場合は、販売会社に原状回復義務があります。

販売方法、商品・役務などによってはクーリング・オフができない場合がありますので、消費生活センターまでお問い合わせください。

通信販売の返品特約

インターネット通販などの通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品可否や条件についての特約があればそれに従います。特約がない場合には8日以内（商品を受け取った日を含む）であれば返品できますが、商品の返品費用は消費者負担です。

◆クーリング・オフの通知

通知は必ずはがき等の書面で販売会社の代表者宛に通知します。記載例のように記入し、控えとして両面コピーを取り、原本は「特定記録郵便」または「簡易書留」など発信の記録が残る方法で送ってください。

クレジット契約をしている場合は、販売会社とクレジット会社にそれぞれ通知します。クレジット会社に通知する際は…線箇所を省いてください。

◆はがきの両面コピーと郵便局の受領証は5年間大切に保管してください。

<p>郵便はがき</p> <div style="border: 1px solid gray; width: 50px; height: 50px; margin-left: 10px;"></div> <p style="text-align: center;">販売会社名 代表者 様</p> <p style="text-align: right;">販売会社の住所</p>	<p style="text-align: center;">契約解除通知</p> <p>契約年月日 商品名 契約金額 販売会社名 担当者</p> <p>上記契約を解除します。 支払った代金 _____ 円を返し、 商品を引き取ってください。</p> <p>令和 年 月 日 (契約者住所) (契約者氏名)</p>
---	--

消費者被害を防止するために

悪質商法のトラブルは意外に身近に潜んでいる
「絶対に儲かる」そんなウマイ話はない
「お試し」「無料」の言葉にも注意が必要
身に覚えのない請求は無視をする
おかしいと思ったら、消費生活センターへ相談



清瀬市内にお住まいで、
65歳以上の方に
無料で貸し出します
(1世帯1台限り)

振り込め詐欺被害防止のための

自動通話録音機

お手持ちの電話機に
取り付ける機械です

自動通話録音機とは

電話がかかってくると、呼び出し音になる前に、
下記の警告メッセージが流れ、通話内容を録音します。

「この電話は
振り込み詐欺等犯罪被害防止のため、
会話内容が自動録音されます」



会話内容が
自動録音されます。



証拠が
残ってしまっ
てお困りっ
ます！



警告メッセージで
犯罪抑止!
だまそうとする人は、
録音されることを嫌いますので、
この警告メッセージを聞いたなら、
電話を切ってしまいます。

1 自動通話録音機について

(1) 警告機能

電話を着信すると、呼び出し音が鳴る前に発信元へ警告メッセージを流します。

(2) 自動録音機能

着信した電話の通話内容を自動で録音し、通信が終わった時点で録音を停止します。

2 機器について

(1) 対応回線

一般家庭用のアナログ2線式（一般家庭用電話回線の大半）に対応していますが、電話回線を利用した非常通報装置・ホームセキュリティ等をつけている場合の併用は避けください。ガス警報サービスに加入されている場合はカスタマーサービスまでお問い合わせください。

(2) 対応機種

ナンバーディスプレイサービス、留守番電話機能、コードレス機能付き電話機、FAX付電話機などに対応していますが、黒電話など取り付けられないものもあります。

(3) 貸出料金

録音機の貸し出しは無料です。

(4) 設置方法

録音機の設置は利用される方に行っていただきます。※電源が必要です。

3 録音機の貸出し

(1) 対象世帯

市内在住の65歳以上の方が居住する世帯

ただし、すでに同様の通話録音機が設置されている世帯は除きます。

(2) 貸出期間 貸出日から1年間



4 申請場所

防災防犯課（市役所2階）【平日の午前8時30分～午後5時】

清瀬市消費生活センター【平日の午前9時～午後5時】

5 申込みの流れ

「清瀬市自動通話録音機貸与申請書」に必要事項を記載し、申請者ご本人の健康保険証などの本人確認書類をお持ちください。代理の方が申請される場合は、その方の本人確認書類も併せてお持ちください。

6 使用上の注意事項等

- (1) 本機は、電話による特殊詐欺（振り込み詐欺や還付金詐欺など）や消費者被害を未然に防止するための機器であり、その他の用途の使用、機器の譲渡、転貸ならびに売却等はできません。

問合せ先

防災防犯課防犯係

☎042-497-1848

清瀬市消費生活センター

☎042-495-6211

気をつけよう

5つの ポイント

✓ 被害にあわないために

1. 本当に必要か、よく考えましょう
2. いらぬものはきっぱり断りましょう
3. 署名・押印する前に契約書を、じっくり読みましょう
4. 領収書・契約書はきちんと保管しましょう
5. おかしいな?と思ったら消費生活センターへお気軽にご相談ください



困ったときの相談窓口

内容	相談窓口	電話番号	受付時間	
消費生活相談	清瀬市消費生活センター 対象：市内在住・在勤・在学	042-495-6212	月～金 午前 10 時～正午 午後 1 時～4 時 (祝日・年末年始を除く)	
	東京都消費生活 総合センター	消費生活相談	03-3235-1155	月～土 午前 9 時～午後 5 時 (祝日・年末年始を除く)
		架空請求 110 番	03-3235-2400	
		高齢者被害 110 番	03-3235-3366	
	高齢消費者見守り ホットライン	03-3235-1334		
消費者 ホットライン		(局番なし) 188	年末年始を除く	
法律相談	清瀬市市民相談 法律相談	042-497-1808	毎月第 1～第 4 水曜日 午後 1 時～4 時 30 分 (要事前予約 ご希望月の前月15日～)	
成年後見	清瀬市社会福祉協議会 きよせ権利擁護センターあいねっと 成年後見専門相談	042-495-5573	原則として 毎月第 2 水曜日 午後 1 時 30 分～ (要事前予約)	
法的 トラブル	法テラス・サポートダイヤル	0570-078374 IP 電話からは 03-6745-5600	月～金 午前 9 時～午後 9 時 土 午前 9 時～午後 5 時 (祝日・年末年始を除く)	
保健所	東京都多摩小平保健所	042-450-3111	月～金 午前 9 時～午後 5 時 (祝日・年末年始を除く)	
警察	東村山警察署	042-393-0110		

清瀬市消費生活センター消費生活相談事例集
令和元年度

令和2年3月発行

発行 清瀬市市民生活部産業振興課
編集 清瀬市消費生活センター

〒204-0021
東京都清瀬市元町1-4-17
電話 042-495-6211

消費生活上のトラブルや疑問など、
困ったときには、お気軽にご相談ください

消費生活相談（無料）

【相談専用電話】042-495-6212

【相談時間】月～金（祝日・年末年始を除く）
午前10時～午後4時
（正午～午後1時を除く）



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

